

2020年4月30日
株式会社 東武百貨店

【お知らせ】臨時休業の期間について

株式会社東武百貨店（本社：東京都豊島区）は、4月8日から池袋本店ならびに船橋店で一部食品フロアを除き臨時休業しておりますが、4月29日に政府が緊急事態宣言の期限を延長する方針を固めたとの報道を受け、臨時休業の期間を当面の間（緊急事態宣言が解除されるまで）とすることをお知らせいたします。

記

1. 臨時休業について

- 1) 期間 2020年4月8日（水）から当面の間（緊急事態宣言が解除されるまで）
※当初は5月6日（水）までとしておりました。

2) 臨時休業内容

店名	内容	営業時間
池袋本店	臨時休業 (B2F 食品フロアのみ短縮営業)	11:00~18:00
船橋店	臨時休業 (B1F 食品フロアのみ短縮営業)	

※一部店舗・施設の営業を休止・変更する可能性があります。

2. 感染拡大防止策について

これまでの店内消毒、ソーシャルディスタンスの促進、従業員の出勤抑制などの安全対策を引き続き徹底し、お客様と従業員の感染リスクの低減に努めます。「ステイホーム週間」の対策として4月25日（土）からオフピークショッピングの呼びかけを行っております。また当社の取り組みを掲出しお客様への周知を図ります。

[掲出看板]

①オフピークショッピングのお呼び掛け（池袋本店）

②東武百貨店の取り組みについて



※2020年4月30日（木）14:30時点の情報です。変更がある場合は随時HPにてお知らせいたします。

【報道関係者様お問い合わせ】

東武百貨店 池袋本店（豊島区西池袋1-1-25） 広報部広報課 直通Tel：03-5951-5210（坪田・本村）
船橋店（千葉県船橋市本町7-1-1） 販売推進部広報担当 直通Tel：047-424-3915（堀合）